

②養成研修

競争試験の参加資格者は、まずフランス国籍を保有している必要がある。そして外部試験の場合、国立行政学校（Ecole Nationale d'Administration：国家公務員全般を養成する機関）の外部競争試験の受験に必要な免許（学士など）を少なくとも1つ保持していること、かつ35歳以下であること、を満たす必要がある。また内部試験の場合、地方自治体または公的施設法人の一般公務員あるいは国家公務員であること、かつ公務員として4年間勤務していること、そのうちの2年以上はカテゴリーBまたはそれに相当する職務に従事していること、を満たす必要がある。なお募集定員の3分の1が内部試験、3分の2が外部試験からの合格者とすることが規定されている。

研修期間は18ヶ月間で、その後に州厚生局、県厚生局などに着任する。そして着任後4年以内に6ヶ月間の追加研修を受ける。主席監督官への昇任にはこの追加研修が必要である。追加研修は、2004年から、前半の3ヶ月間は国立公衆衛生学校で、後半の3ヶ月間は州の研修センターで、それぞれ実施されることになった。

(2) 公衆衛生監督医務官 (Médecin inspecteur de santé publique : MISP)

①職務

公衆衛生監督医務官は、主に保健担当省の本省、地方出先機関（州厚生局、県厚生局）、州病院局、附属試験研究機関（国立衛生監視局（Agence Nationale de Veille Sanitaire）、国立衛生安全局（Agence Nationale de Sécurité Sanitaire））などに勤務する。それ以外に他の省庁（外務担当省、教育担当省など）や地方自治体に配属されることもある。

公衆衛生監督医務官は、保健担当省が実施する教育・研究への参加義務、職業的守秘義務などが課せられており、保健担当省が管轄しない分野の活動への参加が禁じられている。

公衆衛生監督医務官は、医学的な業務（感染症などの疾患のサーベイランス、Biotoxなど）から、地域保健医療の政策・プロジェクト・プログラムの管理、そして州・県厚生局長の職務まで、幅広い職務を遂行する。ただし厚生局長への就任には厚生監督官の資格が必要であるため、追加的な研修や昇格試験を受ける必要がある。

公衆衛生監督医務官の具体的な職務は以下のとおりである

- ・公衆衛生政策の企画、計画策定、実施および評価に参加すること
- ・監査権限をもって、上記の政策の実施状況の監視に参加すること
- ・保健医療システムの組織化と健康増進に貢献すること
- ・公衆衛生に関する教育研修、実習および調査研究に協力すること。
- ・職務遂行において、医療上の秘密と職業規則の遵守に注意すること。

②養成研修

競争試験の参加資格者は、まず医師であること（厳密には、医療行為を実践するのに必要な資格（公衆衛生法典第L.356-2条で規程）のひとつを保持すること）が必要条件である。それに加えて、以下のいずれかを満たす必要がある。

- a) 45 歳以下で、以下の免許のいずれかを保持する者（外部試験）
- ・ 地域保健・福祉医療専門研究の免許（学位）
 - ・ 公衆衛生・福祉医療専門研究の免許（学位）
 - ・ 公衆衛生専門研究の免許（学位）
 - ・ EC 加盟国の協定にしたがって交付され、フランス国内では政令の定める医師資格規定の適用によって、公衆衛生・福祉医療専門家への登録を可能とする免許、証明書、またはその他の資格

なおこれらの免許を保持しない者でも、公衆衛生分野での専門教育を受けたことや実務経験があることを証明すれば、特別措置で試験に参加することができる。現職の公衆衛生監督医務官の大半がこの特別措置によって採用されている。

- b) 国、地方自治体、公的施設法人に勤務する一般公務員または国家公務員の医師、または国際機関で医師資格で 3 年以上の実務経験を有する医師（内部試験）

公衆衛生監督医務官となる医師の経歴は多様であり、公衆衛生関係者をはじめ、一般医、専門医、外科医、国際協力関係者、官公庁の契約職員などがある。

研修期間は 12 ヶ月間で、最初の 17 週間は国立公衆衛生学校での講義を受講する。またこのコースは公衆衛生の研修医や聴講生も受講することができる。

国立公衆衛生学校における研修では 1 週間の講義と 2 週間の実習が交互に実施され、最後に修了論文（プロフェッショナル論文）を提出する。実習場所は、研修生の場合は配属予定の組織、聴講生の場合は定められた州・県厚生局や保健担当省の附属機関である。

国立公衆衛生学校での講義は、以下の「モジュール」で実施される。

- ・ 公衆衛生の制度、関係組織、政策に関する知識
- ・ 統計、疫学
- ・ 法律
- ・ 監査、監督
- ・ 計画、調整
- ・ 保健医療福祉施設の管理
- ・ 環境衛生
- ・ インタープロフェッショナルワーク（他職種との合同による演習）

研修では、学生の主体性を尊重する「活動教育」とインタープロフェッショナル教育が重視されている。また教育目的に応じて変化する、多職種で構成されるグループワークが重視されている。

プロフェッショナル論文の作成に当たっては、方法論、テーマ別ワークショップ、口頭審査準備などのモジュールによって一貫した指導が行われる。

研修修了認定は、総合評価、実習の評価、プロフェッショナル論文（実習において明らかになった公衆衛生上の問題点の分析と解決方法の論述など）で行われ、研修修了後に、教育担当省と保健担当省の共同で公衆衛生免許が交付される。

(3) 公衆衛生監督薬務官 (Pharmacien inspecteur de santé publique : PhISP)

公衆衛生監督薬務官は、保健担当省の本省または地方出先機関、フランス保健品安全局 (Agence Française de Sécurité Sanitaire des Produits de Santé: AFSSAPS) などに勤務する。それ以外に環境担当省、協力担当省、EU 事務所、WHO、食品衛生安全庁などに出向することもある。薬務官の 95% は州厚生局と AFSSAPS に勤務している。

公衆衛生監督薬務官の職務は、医薬品、医療機器、検査試薬、動物用医薬品、化粧品、衛生用品などの安全性の確認や管理の適切性を監督することである。これらの製品の生産者、販売業者、医療施設内薬局、調剤薬局などの監視・監査を実施する他に、麻薬の使用や薬品の臨床治験に関しても監督を行う。勤務時間の約 50% はこれらの監視や検査の業務に費やされる。これらの職務は、公衆衛生監督医務官、公衆衛生監督獣医務官、および不正行為取締局との共同で実施される。

保健担当省の本省に勤務する場合は、法令の作成、国際機関でのフランス紹介など、行政・法令面での任務を遂行することもある。また AFSSAPS に勤務する場合、EU 以外の諸外国がフランスに輸出する際に、相手国に出向いて検査を行うこともある。

EU 加盟国では、製造・販売認可から患者への投薬にいたるまでの医薬品流通ルート全般を通じて、安全性の確保を義務づけた命令が発令されており、全ての EC 加盟国において公衆衛生監督薬務官の業務の重要性が増し、医薬品流通ルート全般に関与するようになっている。

公衆衛生監督薬務官は現在約 200 人で、近年になって大幅に増員されている（薬務官の 60% が最近 6 年以内で採用されている）。平均年齢は 43 歳である。

俸給に関しては、最初の報酬は以前の職業経験を考慮して決定されるが、その後は年功序列を基本に、特別昇給などが行われる。手取り月額で、約 1,800 ユーロ（最低額）から 4,800 ユーロ（最高額）までとなっている。

公衆衛生監督薬務官の身分規程では、採用条件（競争試験の参加資格など）、国立公衆衛生学校による初期研修、専門家継続教育、キャリアの展開等について定めている。

研修では、医薬品企業の生産部門や管理部門での実習、AFSSAPS との連携によるリスク管理、司法関係者（検事、裁判官など）の協力による刑事訴訟の訓練などを実施している。

(4) 環境衛生技官 (Ingénieur du génie sanitaire : IGS)

①職務

環境衛生技官は公共部門（保健担当省の本省、地方出先機関、附属試験研究機関、その他の省庁、地方自治体、公的施設法人など）、民間部門（企業、コンサルタント会社、調査会社など）に勤務し、環境衛生の専門家として生活環境の管理によって健康を保持することを使命とする。

環境衛生技官の職務は以下のとおりである。

- ・環境が健康に及ぼすリスクを分析・管理する方法論を熟知し、環境衛生の状態とそれが住民の健康状態に及ぼす影響を把握するためのサーベイランスシステムを構築・運用する。
- ・科学的、技術的、技巧的、行政手続上の知識とノウハウを活用し、住民の健康に対する環境リスクを予防・改善するための政策、プログラム、活動を検討、決定、実施、評価する。

環境衛生技官は勤務する機関によって職務が異なる。

a) 国、公的施設法人

保健担当省の本省、地方出先機関（州厚生局、県厚生局）、水公社、国立衛生監視研究所（Institut National de Veille Sanitaire）、食品衛生安全庁、環境衛生安全庁などにおいて、環境衛生政策・活動の計画策定、実施、評価に参画し、環境リスクの評価・管理に関する法令の立案・施行にも貢献する。具体的な業務は以下のとおりである。

- ・技術的・行政的業務…環境リスクの診断、環境サーベイランスシステムの設置（情報システムの構築と活用）、衛生検査、意見提出など
- ・プロジェクトの策定・推進・調整
- ・マネジメントと指導に関する業務…学術上・行政上の関係機関、議員、民間業者、一般利用者などとのネットワークの構築、サービスの組織化と促進など

b) 地方自治体

市町村、市町村団体、県などにおいて、衛生管理責任者、環境整備責任者、公共サービスの実施主体としての地方自治体に帰属する任務の遂行に貢献する。これらの任務は国の関連機関と類似しているが、それに加えて、施設や道路などの建設・工事における施工主と事業監督の任務にも参加する。

c) 民間部門

保健・環境分野の調査会社、製造業者などの民間企業において、事前調査（アセスメントのうちの環境衛生の部分）の実施、環境・資源・食品などの汚染リスクを効果的に低減し、同時に環境に最も被害の少ない優しい技術を用いた解決方法の提示などでその専門能力を発揮し、企業の最も確実な、信頼性と経済性の高い運営条件を保障する。

②養成研修

競争試験の参加資格者は、以下のいずれかの条件を満たす必要がある。

- ・フランス国籍、及び技師（ingénieur）の国家資格を保持する
- ・大学院の修士または博士の学位、またはそれと同等の資格を保持する
- ・外国人で、フランスの技師資格に相当する免許を保持し、フランス国内の関係機関から推薦を受けている。
- ・国立公衆衛生学校と協定関係にある工学校の第3学年に在籍する学生

環境衛生技官の養成研修は技師資格認定委員会の認定を受けており、すでに技師資格や修士・博士の学位を取得している者が、公衆衛生・環境衛生分野でさらに専門教育を受けることを希望する者を対象にしている。したがって研修生は、すでに工学系の学校で農産物加工、食品安全、化学、土壌学、廃水処理などの専門能力を修得しており、この研修はそれを補完するものとして位置づけられる。

研修期間は12ヶ月間で、7ヶ月間の国立公衆衛生学校における講義、4ヶ月間の実習・研究、1ヶ月間の修了論文の作成・審査で構成される。研修期間中、研修生は専任の教員チームの指導を受け、教育資源センターとコンピュータルーム（24時間）を利用できる。

研修プログラムは、職業的ニーズを反映した5つの「基軸」と複数の「モジュール」で構成される。各モジュールは職業上の目標だけでなく、教育上の目標も明確にしている。具体的には、講義、口述発表、テーマ研究、自己研修、職場見学などが、交互に実施され、最後に修了論文を提出する。以下にプログラムの構成を示す。

基軸1：公衆衛生

- ・フランス社会における公衆衛生
- ・環境衛生ワークショップ
- ・法律学、経済学
- ・エンジニア論文

基軸2：環境衛生に関連したリスク分析

- ・環境ハザード
- ・統計
- ・疫学
- ・環境リスクの評価アプローチ

基軸3：環境リスク管理I：衛生上の制約と国土整備

- ・生活空間と衛生
- ・資源保護

基軸4：衛生リスク管理II：リスクへの対応技術

- ・液体・気体排出物の管理
- ・固体廃棄物の処理
- ・飲料水およびレジャー用水の処理
- ・環境および生産物の汚染に関連したリスクの低減
- ・建築衛生

基軸5：衛生リスク管理III：保健関連の情報および行動のマネジメント

- ・情報システム
- ・情報の制度的管理、コミュニケーション
- ・リスク管理方法

修了認定は、総合評価（個人別またはグループ別の書類審査）、レポート（個人的に収集した資料を用いて保健・環境問題について論述）、修了論文によって行われる。

研修を修了した者に対しては、以下の免許が交付される。

- ・技師資格の保持者に対しては「環境衛生技官免許」（技師資格認定委員会認定）
- ・修士・博士の取得者に対しては「公衆衛生免許（衛生工学）」

（5）衛生検査技師（Ingénieur d'études sanitaires : IES）

①職務

衛生検査技師は、保健担当省の本省や地方出先機関などに勤務し、環境衛生技官の指示のもとで、様々な領域で環境衛生上のリスク管理を行う技術者である。衛生検査技師が関与する領域としては、自然環境や人間の活動、農業活動、産業活動と関連する水、空気、住居、廃棄物、土壌などがある。

衛生検査技師の職務は以下のとおりである。

- ・生活資源と生活環境の衛生状態を把握するために必要な情報・データを収集、更新、活用する。
- ・法令などによる決定事項の内容を検討し、衛生上のリスク管理の業務を正当化する。
- ・様々な行政手段（許認可、監督、検査など）を行使して、リスク管理の政策と対策の推進を図る。またそのためにプロジェクトを計画・指揮する。
- ・環境衛生当局（市町村）の政策を支援するとともに、住民に対する啓発と情報提供を目的とした、環境衛生の知識や技術の普及啓発活動を行う。

②養成研修

競争試験の参加資格者は、35歳以下で、技術専門高等教育課程（大学などの4年以上の教育課程）を修了し、公衆衛生、環境衛生、施設整備に関する免許を保持する者である。

研修期間は12ヶ月間で、国立公衆衛生学校での合計9ヶ月の講義、3週間の観察実習、2ヶ月の研究実習を行う。

研修プログラムは、職業的ニーズを反映した4つの「基軸」と複数の「モジュール」で構成される。各モジュールは、教育の目的、方法、内容を決定する専任教官の責任下にあり、職業上の目標だけでなく、教育上の目標も明確にしている。具体的には、講義、口述発表、テーマ研究、自己研修、職場見学などを交互に実施する。以下にプログラムの構成を示す。

基軸1：環境衛生に関連するリスクの管理に必要な基礎的知識を習得する

- ・細胞生物学
- ・環境衛生応用微生物学
- ・生理学、毒性学、感染症学
- ・地質学
- ・水理学、応用水理地質学
- ・生態学
- ・情報システム、情報の定量分析

基軸 2：環境衛生に関連するリスクの管理に必要な専門的知識を習得する

- ・リスク管理法
- ・衛生と食品安全
- ・住居、都市計画、健康
- ・排水・廃棄物処理
- ・飲料水
- ・非飲料水
- ・品質検査（職業適応研修）
- ・業務の法的背景（環境衛生に適用される法律）

基軸 3：専門職間、省庁間、関係機関間の協働を行うチームの一員となること

- ・ガイダンス（職務紹介、保健医療福祉の関係機関、公衆衛生とその問題点）
- ・職務遂行に伴う政治、法律、経済、社会、行政の背景
- ・観察研修
- ・マネジメントおよびマネジメントの実践（チームの効果的推進）
- ・プロジェクトの進め方
- ・インタークロスプロフェッショナルワーク（他職種との合同による演習）

基軸 4：環境衛生に関連するリスクの管理に係る政策・業務を正当化・推進すること

- ・公衆衛生と環境
- ・リスク評価
- ・疫学
- ・マネジメントおよびマネジメントの実践（効果的コミュニケーションの基礎）

観察実習は3週間で、衛生検査技師の業務を体験することを主眼として、関連施設において、以下のことを実施する。

- ・組織、機能、関連省庁・公的機関との連携などの方法について分析を行う。
- ・衛生検査技師の立場および業務についての理解を深める。
- ・研究実習における研究テーマを明確にする。

研究実習は2ヶ月間で、観察実習と同じ施設で実施され、観察実習の際に決定したテーマについて研究が行われる。最後にレポートを提出し、審査を受ける。

修了認定は、総合評価成績、実習成績、審査委員会による面接試験によって行われる。この成績によって衛生検査技師として任用されるかどうかが決定される。審査委員会は最終成績の順位を決定し、衛生検査技師はその成績順に希望する配属先を選択する。そして成績が合格点に満たない場合は任用されない。

また任用年度の翌年に、8週間の新採用者向け研修が実施される。

(6) 情報処理・組織責任者 (responsable informatique et organisation : RIO)

①職務

情報処理・組織責任者は、州・県厚生局の情報処理・組織室の責任者として、情報システムの構築や運営などを担当する。人数は、2005年現在で約120人である。

主な職務は以下のとおりである。

a) マネジメントおよび管理

- ・情報処理に使用される人材、財務、機材、ソフトウェアの各資源の管理
- ・情報処理に関する研修
- ・地域の情報システム・政策

b) プロジェクトの分析・監督

- ・国レベル、地域レベルのプロジェクトチームへの参加
- ・地域レベルでのプロジェクトの監督

c) アーキテクチャ・情報システムの構築

- ・機材・ソフトウェアに関する保健担当省の指針の地域レベルでの実践
- ・ソフトウェアの全国への普及
- ・地域情報システムの整合性と安全性

d) 組織に関する助言

- ・組織内の情報システムに関する監視・技術的助言
- ・情報を共有する全国プロジェクト

情報処理・組織責任者に必要な資質・技術は以下のとおりである。

- ・方法と組織に対する厳格性
- ・データ分析と情報提供の技術
- ・チームワーク
- ・協議と交渉の能力
- ・コミュニケーション
- ・専門的問題への関心

②養成研修

この資格は、厚生監督官や衛生検査技師の職に就く者がさらに追加して取得するものである。衛生検査技師が取得した場合、国の全省庁における統一資格である「情報処理アナリスト」の資格となる。なおアナリストの資格と情報処理部門での実務経験があれば、情報処理特別手当を受給することができる。

国立公衆衛生学校において6ヶ月間の研修を受講した後に資格試験を受ける。またアナリストとしての勤続が5年以上になると、「情報処理プロジェクト長」の資格を取得することができる。ただしこの資格を取得するためには、さらに6ヶ月の研修を受けた後に、試験に合格しなければならない。

(7) 社会福祉技術コンサルタント (Conseiller technique en travail social : CTTS)

社会福祉担当省の社会福祉業務の管理職として州・県厚生局に配属され、社会福祉活動のプログラムと制度の実施・評価に参加する。

研修期間は 18 ヶ月間で、1 週間のモジュールを 8 回で 1 サイクルとして構成される。社会福祉・公衆衛生政策の現状と今後の動向に関する知識、状況の変化に対応する技術、他の部局や地方自治体の管理職との合同の研修を通じた他職種との協働の能力などを修得することによって職務遂行能力と専門家としての資質の向上を目的としている。

(8) 衛生技術者 (Technician sanitaire : TS)

州・県厚生局に勤務し、保健衛生法令の実施に関する行政的・技術的検査、環境衛生監視、予防活動と健康教育などに関与するカテゴリーB の公務員である。

研修期間は 12 ヶ月間で、1 週間のモジュールを 4 回受講した後に実習を行う。法律、環境衛生、コミュニケーション、マネジメントなどの理論と実践を修得する。

(9) 州産業労働監督医務官 (Médecin inspecteur régional du travail et de la main d'oeuvre : MIRTMO)

州の労働・雇用・職業訓練局に勤務し、産業保健の分野で、労働衛生法や職場における労働者の健康保護の法令の実施を監督する。これまで系統的な研修が実施されてこなかったが、この職務が公衆衛生と密接に関連していることから、2004 年から国立公衆衛生学校に研修の実施が委任された。

研修期間は 8 週間で、公衆衛生監督医務官と共に研修を受講する。現在のところ、現職の MIRTMO を対象に研修が実施され、2006 年までに全ての現職が研修を修了し、資格認定される予定である。

(10) 国民教育医務官 (médecins de l'éducation nationale : MEN)

①職務

国民教育医務官は、小学校から高等学校までを管轄する学校区（生徒数 6,000～10,000 人）において、教育施設長、教育監督官（県レベルでは Inspecteur d'académie、州レベルでは Recteur）、校長の技術顧問として、学校保健に関する専門的支援を実施する。

教育システムにおける国民教育医務官の職務は、1991 年 11 月 27 日付政令第 91-1195 号において「国民教育医務官は、管轄学区内の初等中等教育施設の生徒全員の個人的・集団的予防ならびに健康増進に係る活動を担当する」と規定されている。

国民教育医務官の職務は以下のとおりである。

- ・臨床医として、生徒の健康診断や診察を実施し、適切な処方、処置、指導を行う。特に初等学校への入学時、中等学校への進学時、進学指導または就職指導時の健康診断を行う。
- ・医学の専門家として、生徒の健康状態を把握し、快適な学校生活を送るために必要な改善策や措置を医学的見地から提案する。また医学的知識を必要とする状況（虐待や性的暴力などが疑われる状況）に対処し、医療上の守秘義務を遵守する。

- ・公衆衛生の専門家として、管轄学校区の住民に対するリスク要因および優先課題を特定し、学校施設の保健対策を企画、計画、実施、評価する。特に感染症や学校環境（人間工学的環境、衛生、安全など）の監視を行う。
- ・教育者として、生徒やその家族に健康教育プログラムを提供する。
- ・研修指導者として、学校の教員の初期研修と継続研修に貢献する。

その他に、様々な専門教育委員会に参加して医学的観点から助言する役割も担っている。また職務を遂行するためには、スタッフ（看護師、社会福祉士、学校医療秘書など）、学校関係者（校長、施設長、教員、教育指導主事、心理カウンセラー、教育カウンセラーなど）、医療関係者（開業医、病院など）、その他（司法、児童保護、児童・青少年保健促進団体など）との密接な連携が必要であり、それらの関係者のネットワークで中核的な役割を担うことが期待されている。

国民教育医務官は、学区医務官（médecin de secteur）と技術顧問医務官（médecin conseiller technique titulaire）に大別される。学区医務官は学校区を担当する現場の医務官で、技術顧問医務官は県、州、国レベルの教育担当部局で管理業務（学校保健政策・活動の企画、調整、評価など）を実施する。2005年現在、学区医務官は1,170人、技術顧問医務官は130人である。なお国民教育医務官は常勤の公務員であるが、非常勤の自由契約医師が学校保健を担当している学校区もかなりの数存在している。

学区医務官は、職位上は県の教育監督官、技術上（職務の調整、助言など）は県の技術顧問医務官の監督の下に置かれる。

②養成研修

国民教育医務官は教育担当省の所管であるが、その養成研修は国立公衆衛生学校に委任されている。

競争試験の参加資格者は、まず医師であることが必要である。そして以下のいずれかに該当する試験に合格することが求められる。

- ・45歳以下で、小児科、公衆衛生、地域保健、労働医学の専門教育修了証書を保持する医学博士を対象とする資格・業績審査（外部試験）
- ・45歳以下の者を対象とする一般試験（外部試験）
- ・国・地方自治体・公的施設法人の正規または契約医師、または国際協力に従事する医師、または国際機関の医師として、4年間の勤務実績のある者を対象とする資格・実績審査（内部試験）

なお募集定員の3分の1が内部試験、3分の2が外部試験からの合格者とすることが規定されている。

研修期間は、外部試験に合格した研修生は12ヶ月間、外部試験に合格し、特例措置によって教育担当省の審議会が承認した研修生、及び内部試験に合格した研修生は8週間である。12ヶ月間の研修では、国立公衆衛生学校における講義と配属先の教育担当部局における実習を交互に実施する。また8週間の研修は全て国立公衆衛生学校で実施される。どちらの場合も修了論文を提出する必要がある。

研修プログラムは以下のとおりである。各分野は、目標とする能力とそれを開発するためのモジュールで構成されているため、モジュールが重複する場合がある。また受講すべきモジュールや実習の目標などは研修生の経験などを考慮して「個別的」に決定される。

第1分野：政治的、法的、制度的状況における職業的ポジショニング

○目標とする能力

- ・公衆衛生政策、公衆衛生・社会福祉システムの状況を理解する。
- ・学校保健と社会福祉の制度的・法的枠組み（教育・福祉システム）を理解する。
- ・公衆衛生の状況を理解する。

○モジュール

・新学年時の職種間共通モジュール

UE1 公衆衛生・社会福祉制度の課題、関係機関、展望

UE2 公衆衛生入門：概念と課題と展望

UE3 行政権の基本

・制度と法的状況における職業と職業的ポジショニング

・病弱児・障害児の就学とハイリスクの児童の保護

UE 1 病弱児・障害児の就学に関する政策、対策、関係者、制度

UE 2 児童保護に関する政策、法律、制度、関係者

・職種間共通モジュール

ブルターニュのUFMでのMENとCPEの研修デー

レンヌの大学区本部でのMENと施設長の研修デー

・プロフェッショナル論文

・大学区の監督下での研修

第2分野：全ての生徒の最善の就学のための健康診断

○目標とする能力

- ・児童・生徒の就学を最適にすることを目指す個別の予防活動を実施する。
- ・ある生徒のファイルに基づいて適応委員会に鑑定意見を述べる。

○モジュール

・児童の健康と就学（第1段階）

・生徒の健康と就学（第2段階）

・病弱児・障害児の就学対策

UE 対策と関係者/PAI、PII…

・環境と児童の健康

UE2 職業教育分野における児童の作業：リスクとその予防

UE3 指導総括と危険な機械での作業への適応証明書の作成

・大学区の監督下での研修（個別の目的に応じた内容）

・選択モジュール

第3分野：生徒の健康とその決定要因、情報の収集・処理

○目標とする能力

- ・集団の健康状態を測定し、意思決定に役に立つ情報を収集・提供する。
- ・児童と生徒の健康に関する情報システムを構築するための統計データを作成する。
- ・研究作業に参加する（疫学・サーベイランスへの貢献）

○モジュール

- ・公衆衛生：手段と方法
- ・職種間共通：公衆衛生のアラート（警報）の管理
- ・自己訓練：OAソフトと資料検索入門
- ・ヘルスプロモーションと健康教育（情報収集と現場での観察の状況設定）
- ・環境と生徒の健康（情報収集と現場での観察の状況設定）
- ・大学区の監督下での研修（個別の目的に応じた内容）
- ・報告書、選択モジュール、プロフェッショナル論文

第4分野：学校での健康増進のためのプロジェクトの策定と実施

○目標とする能力

- ・教育チームの中に健康に対する教育的活力を創設する。
- ・プロジェクト（健康教育プロジェクト、施設のプロジェクト、学校のプロジェクト）を実行する（または実行へ参加する）。
- ・生徒の環境の質を改善することを目指す活動を開始する。

○モジュール

- ・ヘルスプロモーションと健康教育
- ・環境と生徒の健康（全てのUE）
- ・制度と法的状況における職業と職業的ポジショニング
- ・コミュニケーションと関係づくりのノウハウ
- ・大学区の監督下での研修（個別の目的に応じた内容）
- ・報告書、選択モジュール

第5分野：学校における健康危機管理

○目標とする能力

- ・個別の緊急事態を管理する（身体的特徴、救急対応など）
- ・公衆衛生のアラート（警報）やその他の危機（感染症、不安・パニック、主要なリスクなど）を管理する。

○モジュール

- ・学校での緊急事態の管理
- ・児童保護の政策と法律
- ・職種間共通：公衆衛生のアラート（警報）の管理
- ・制度と法的状況における職業と職業的ポジショニング
- ・コミュニケーションと関係づくりのノウハウ
- ・大学区の監督下での研修（個別の目的に応じた内容）

第6分野：教育共同体のメンバーの養成

教育工学に属する第6分野の能力は初期研修では特別に学習しないが、専門家継続教育の目標となりうる。

第7分野：職業上のコミュニケーション

○目標とする能力

- ・様々な仕事上の状況において効果的に、内部・外部コミュニケーションを行う。
会談でコミュニケーションを行う。
会議を調整する、またはリードする。
上司とコミュニケーションをとる。
一般住民とコミュニケーションをとる。
意思の疎通を図り、交渉する。
- ・ある活動に高い評価を与えるためにコミュニケーションをとる。

○モジュール

- ・コミュニケーションと関係づくりのノウハウ
- ・公衆衛生に関する情報：手段と方法
- ・ヘルスプロモーションと健康教育
- ・大学区の監督下での研修（職業上の状況設定）
- ・数多くの状況での実技：たとえば、プロフェッショナル論文の書面・口頭審査、報告書の作成、審査委員会による口頭審査

第8分野 チーム、パートナーシップ、ネットワークの機能

○目標とする能力

- ・国民教育医務官の職務遂行に必要な様々なマンパワーを動員し、指揮し、統括する。

○モジュール（全てのモジュールがこの能力の開発に貢献するが、特に以下のもの）

- ・ヘルスプロモーションと健康教育
- UE 関係者の紹介と役割
- UE プロジェクトの方法論
- ・コミュニケーションと関係づくりのノウハウ
- ・関係機関の理解のための第1分野の全てのモジュール
- ・大学区の監督下での研修（職業上の状況設定）
- ・選択モジュール

選択モジュール：インタースクール週間

特定分野における様々な関係者を理解し、また同じ問題意識に対する政策的、制度的な様々なアプローチの違いを理解することを目的として、「思春期と非行と社会」、「児童虐待、その予防」、「薬物中毒との闘いから薬物常用学まで」、「自殺の防止」、「刑事裁判での子供の発言」、「虐待への対応」、「交通事故：防止と苦痛の間」のテーマから選択して講義を受講する。

修了論文（プロフェッショナル論文）は、国民教育医務官の職務に関する問題点やその解決策などをテーマとした、50ページ程度の論文である。論文提出後に、審査委員会による口頭審査が行われる。

修了認定は「公衆衛生方法論」と「健康教育」の2モジュール科目の成績、実習評価の成績、プロフェッショナル論文の口頭審査の成績で行われる。

5. 国立公衆衛生学校における特徴的な教育研修プログラム

（1）共同プロジェクト（*projet collectif*）

共同プロジェクトは、専門家の養成研修の期間中に、他の専門分野の研修生と合同で、公衆衛生や社会福祉、病院、国立公衆衛生学校などに関連するプロジェクトを行う実習である。このプロジェクトは研修生の自由裁量によって行われ、承認されると国立公衆衛生学校から財政面や教育面での支援を受けることができる。これまで実施されたプロジェクトとして、「大学における国立公衆衛生学校とその研修の紹介キャンペーンの実施」、「学校での講演会の開催」、「病院の要望に応じた監査」、「保健医療福祉施設を対象とした巡回公演」、「テレビのチャリティ番組『テレthon（téléthon）』への出演」、「テレビ番組『チャンピオンに質問（Questions pour un champion）』への学校としての参加」、「イベント『映画と病院（Cinéma et Hôpital）』の開催」などがある。

（2）パートナーシップ教育（*formation en partenariat*）

パートナーシップ教育は、他の教育機関の教育プログラムをカリキュラムに組み入れることによって、国立公衆衛生学校が直接実施する講義や演習を補完し、研修生の能力の拡大を図ることを目的にしている。国立公衆衛生学校は、高等職業教育機関や大学（修士課程、博士課程、高等専門教育課程、専門研究課程）とのパートナー契約を結んでおり、研修生はパートナー校のプログラムを受講して「モジュール」の単位を取得することができる。一般的には、初年度は国立公衆衛生学校においてマネジメントと公衆衛生に関する基本的なプログラムを受講し、2年度以降にパートナー校の専門的なプログラムを受講する、という流れで実施される。

2004年時点で実施されているパートナーシップ教育は以下のとおりである。

- ・レンヌ第1大学法律・政治学部…修士課程「法律、健康および社会保護」
- ・オヴェルニュ・クレルモン大学、オヴェルニュ UFM（リヨン市 UFM の協力）…修士課程「学校での健康教育」
- ・ピエール・メンデス=フランス大学…修士課程の専門科目「社会福祉政策のマネジメント：排除、子供と家庭、高齢化と老年学」
- ・ルネ・デカルト（パリ第5）大学薬学・生物学部、パリ=シュッド第11大学薬学部…修士課程の専門科目「環境に関係する危機の評価と管理」
- ・パリ=シュッド第11大学（ルネ・デカルト（パリ第5）大学、パリ第12大学およびヴェルサイユのサン=カンタン大学の協力）…修士課程の専門科目「健康増進と保健衛生と社会福祉の管理」
- ・ポワチ工大学（リモージュ大学、レンヌ第1大学、ナント鉱山学校の協力）…修士課程の専門科目「水の化学と微生物学」

- ・ヴェルサイユのサン＝カンタン大学…修士課程の専門科目「量的データの処理と人口統計学」
- ・コンピエーヌ工科大学…修士課程の専門科目「生物医学設備」

6. 専門家の養成研修「前後」の教育研修

(1) 競争試験予備コース (Préparation au concours)

①概要

国家公務員の競争試験（コンクール）は政府によって実施されるため、国立公衆衛生学校は競争試験それ自体を管理することはないが、競争試験の筆記・面接試験を控えた受験生を対象とした「競争試験予備コース」を開講し、積極的に指導している。

研修方法は基本的には遠隔教育（通信教育）で、スクーリングも実施される。国立公衆衛生学校の教官、社会保護、法律、保健経済、人口動態などの専門家によるチームによって、受験生への助言・指導を行う。

コースの種類として、社会福祉施設長、保健福祉施設長、病院長、ケア部長、病院管理官、厚生監督官、主席厚生監督官、公衆衛生監督医務官、公衆衛生監督薬務官の各コースが設置されている。

2004年は、全コースで857人の受験生が受講した。予備コースの受講生の競争試験合格率は、保健医療福祉施設の公務員の外部試験で23%、内部試験で42%、衛生行政組織の公務員の外部試験で40%、内部試験で65%であった。予備コースを受講していない者の合格率は15%程度であり、受講者の方が合格率が高い。

②社会福祉施設長、保健福祉施設長、病院長コース

受講資格者は、医師、看護師などの専門職資格で2年以上施設に勤務している公務員、または一般職で4年以上施設に勤務している公務員である。またコース受講前に筆記試験と面接試験が実施され、合格者のみが予備コースを受講することができる。

受講期間は、学士保持者は6ヶ月間（短期講座）、それ以外の者は12ヶ月間（長期講座）である。研修内容は、一般教養科目（小論文、総括レポート、ケーススタディ）と選択科目（公法、経済学、公衆衛生、公共財政、病院法、社会保障・社会扶助のうち2科目を選択。それ以上の科目も追加できる）の試験対策である。教材として、試験紹介ブックレット、方法論概要、資料集・総論、図書資料、紀要、模範解答集、選択2科目の講義資料などが配布される。

遠隔教育は郵送やオンラインによって実施され、パリ地域圏での3~4日のスクーリングも実施される。研修方法として、1科目あたり3課題、年間12課題が出題され、個別添削と添削結果の返送が行われる。そして最後に総括レポートを提出する。

受講料は360ユーロで、追加1科目につき108ユーロが加算される。

③ケア部長コース

研修内容は、特定のテーマに関する総括レポート、公衆衛生をテーマとする小論文、職業経歴と公衆衛生の現状についての面接試験の試験対策である。教材として、総括レポート・小論文の書き方、図書資料、紀要、模範解答集、資料集などが毎月発送される。

研修方法として、総括レポート3課題、小論文2課題が出題され、個別添削と添削結果の返送が行われる。また国立公衆衛生学校において3~4日のスクーリングによるゼミナール（講義、グループワーク、机上演習など）が3回実施される。さらに面接試験対策として、講義と模擬試験が3日間実施される。

受講料は、筆記試験（レポート・小論文）対策の通信教育が360ユーロ、国立公衆衛生学校でのスクーリングが1,480ユーロ、面接試験対策が360ユーロである。

④病院管理官コース

研修内容は、外部試験に関しては、一般教養（小論文）、選択科目（公法、社会法規）、特定のテーマに関するレポート、内部試験に関しては、総括レポート、選択科目（保健経済、公共財政、公法、病院法）、特定のテーマに関するレポートの試験対策である。教材として、方法論概要、文献概要、総括カード、選択科目の講義資料などが配布される。

研修方法として、一般教養、総括レポート、選択科目、特定のテーマに関するレポートのそれぞれの科目について2課題が出題され、個別添削と添削結果の返送が行われる。

受講料は360ユーロで、追加1科目につき108ユーロが加算される。

⑤厚生監督官コース

研修内容は、外部試験に関しては、一般教養、総括レポート、選択科目、内部試験に関しては、行政に関するレポート、選択科目の試験対策である。選択科目は、公法、公共財政、経済学、フランスの社会保障システムのうちの1科目で、それ以上の科目も追加できる。教材として、試験紹介ブックレット、方法論概要、図書資料、紀要、模範解答集、資料集・総論、選択科目の講義資料などが配布される。

研修方法として、それぞれの科目について3課題が出題され、個別添削と添削結果の返送が行われる。

受講料は360ユーロで、追加1科目につき108ユーロが加算される。

このコースに関連して「主席厚生監督官コース」も開講されている。これは、国立公衆衛生学校において試験数週間前の1~数日間のスクーリングの形式で実施され、面接試験対策として講義と模擬試験が行われる。

⑥公衆衛生監督医務官コース

研修内容は、公衆衛生をテーマとする総括レポート、公衆衛生をテーマとする小論文、職業経歴と公衆衛生の現状についての面接試験の試験対策である。教材として、試験紹介ブックレット、総括レポートおよび小論文の書き方、図書資料、紀要、模範解答集、資料集などが6月~10月の毎月発送される。

研修方法として、総括レポート3課題、小論文2課題が出題され、個別添削と添削結果の返送が行われる。また面接試験対策として、国立公衆衛生学校において講義と模擬試験が2日間実施される。

受講料は、筆記試験（総括レポート・小論文）対策の通信教育が360ユーロ、面接試験対策が360ユーロである。

⑦公衆衛生監督業務官コース

研修内容は、薬学および/または医薬品をテーマとする総括レポート、科学および/または技術の問題に関する小論文、職業経歴と公衆衛生の現状についての面接試験、薬学法規、情報処理の試験対策である。教材として、試験紹介ブックレット、総括レポートおよび小論文の書き方、図書資料、紀要、模範解答集、法的アプローチ、資料集（医薬品、公衆衛生、WHO）などが毎月発送される。

研修方法として、総括レポート3課題、ワークカード2課題が出題され、個別添削と添削結果の返送が行われる。また面接試験対策として、国立公衆衛生学校において、講義と模擬試験が2日間実施される。

受講料は、筆記試験（総括レポート、小論文など）対策の通信教育が360ユーロ、面接試験対策が360ユーロである。

（2）専門家継続教育（formation continue）

国立公衆衛生学校では、現職の専門家を対象とする継続教育を実施している。継続教育の目的は、①専門家への支援（任用時または転職時の職務適応研修による支援、専門家セミナーによる方法・技術・管理に関する能力開発）、②状況に即した教育による施設および部局の支援、③保健福祉改革の実現における省庁の支援などである。2004年は、全国各地から約5,000人の研修生が参加した。その内訳は、性別では女性が60%、所属施設別では州・県厚生局が36%、病院が24%であった。

継続教育の方法としては、カタログ研修、競争試験予備コース（転職の場合）などの方法がある。

カタログ研修は、公衆衛生、保健衛生・社会福祉政策、政策の調整と実施、保健医療福祉施設の管理・運営、リスク管理と質の保証、の5つのテーマに沿って、様々なプログラムが提供されている。2004年は200以上のモジュールやセッションが実施された。

カタログ研修では、いくつかのモジュールを組み合わせた「コース」が設定され、それに対する修了認定を行っている。2006年度は「公的・私的保健医療福祉施設における情報システム管理」、「医療情報システム構築プログラム」、「健康教育・ヘルスプロモーション：公衆衛生政策における問題点」、「施設における質とリスクの管理」、「セミナー方式による上級管理職研修」の5種類の証明書が発行される予定である。

その他に、保健担当省、地方自治体、保健衛生・社会福祉施設、関係団体や企業などの要望に基づいて実施されるオーダー式研修事業や、パートナーシップ教育の一環としての多職種交流プログラムなどが実施されている。後者に関しては、障害者政策、保健医療福祉施設の資金調達、施設におけるリスク管理と質の保証、健康危機管理といった、現在重要な課題となっているテーマに焦点を絞って、2004年は「公契約の新法典」、「病院の管理制度と介護組織」、「猛暑、医療行為への助言」などを実施した。

競争試験予備コースは、転職を希望する専門家も受講することが推奨されている。具体的な内容は上述したとおりである。

7. フランスの衛生行政制度と公衆衛生専門家養成システムのわが国への適用可能性

(1) わが国の衛生行政システムに関する考察—フランスとの比較において

フランスの衛生行政システムは中央集権的であり、衛生行政事務のほとんどは国（保健担当省）とその地方出先機関である州厚生局 (Direction Régionale des Affaires sanitaires et sociales : DRASS) 、県厚生局 (Direction Départementale des Affaires sanitaires et sociales) が所管している。州厚生局の業務は、州医療計画の策定（州病院局 (Agence Régionale de l'hospitalisation : ARH) が所管）への関与、健康危機管理、薬事、統計調査などである。県厚生局はわが国の保健所に相当する第一線組織で、医療福祉施設の監査、感染症対策、精神障害者対策、人工妊娠中絶の規制・届出などを実施する。

一方、地方自治体の所掌事務は、州 (Région : 22) ではほとんどなく、県 (Département : 98) では母子保健、予防接種、結核・性病対策、がん検診など、市町村 (Commune : 約 30,000) では環境衛生、食品衛生、消毒などに限定されている。また地方自治体の業務は実質上、県厚生局によって実施されることが多い。例えば環境衛生や食品衛生に関しては、人口規模の小さい市町村では、県厚生局が支援するという名目で実施している。

地方レベルで最も重要な衛生行政事務は、わが国の都道府県に相当する州レベルでは医療計画の策定であり、わが国の保健所や二次医療圏に相当する県レベルでは保健医療福祉施設の監査を中心とした医療サービスの質の保証である。そしてそれらを所管する州厚生局、州病院局、県厚生局の権限は非常に大きい。わが国でも、都道府県や保健所が医療監視を実施しているが、フランスと比較するとその内容や権限も限定されている。医療費を含む医療資源の配分の効率化、医療サービスの質の改善はわが国でも重要な課題であり、都道府県や保健所がこれらの課題に積極的に取り組む必要がある。

州・県の厚生局の業務は「医療」に関する部分が大きい反面、「保健」に関する部分が相対的に小さいという特徴がある。健康危機管理に関しては、県厚生局は、感染症や食中毒などの小規模な健康危機の場合は中心的な役割を担っているが、大規模な健康危機の場合は連携や調整などの後方支援にとどまっている。現場での対応は、わが国の救急に相当する救急医療救助サービス (Service d'Aide Médicale Urgente: SAMU) が中心であり、また対応に関する意思決定においても県厚生局に対する技術的支援が不可欠となっている。フランスにおいても健康危機管理体制の整備が求められているが、県厚生局は地域健康危機管理の拠点として十分に機能していないのが現状である。この状況はわが国と非常に類似しており、県厚生局の健康危機管理機能の今後の動向を把握することはわが国の保健所のあり方を検討する上で参考になると考えられる。

また州・県の厚生局の業務として、予防やヘルスプロモーションといった「健康増進」に関する部分がほとんどないことも特徴である。地域保健活動は、その根拠となる法体制が整備されていないこともあり、地方自治体（県、市町村）によって自主的に実施されているが、自治体間の格差が大きく、全国的に実施されているわけではない。わが国では、法的根拠（老人保健法、母子保健法など）に基づいて、全国の市町村で一定レベルの地域保健活動が提供されているが、今後は地方分権によって自治体の自由裁量に委ねられる可能性がある。このような動向を考慮すると、フランスにおいて法律で規定されていないヘルスプロモーション活動を積極的に実践している自治体の実態を把握・分析することは有用であると考えられる。

(2) フランスの公衆衛生専門家養成システムの今後の課題とわが国への適用可能性

フランスの公衆衛生専門家のほとんどは、保健担当省やその地方出先機関（州厚生局、県厚生局など）などに勤務する国家公務員であり、その養成研修は、1960年にレンヌ市に設立された国立公衆衛生学校（Ecole nationale de la santé publique : ENSP）によって実施される。

政府は国家公務員の新規採用数を定員とする競争試験（コンクール）を実施し、合格者は「研修公務員」として採用され、その身分で国立公衆衛生学校の養成研修を受けなければならない。競争試験には、公務員を対象とする内部試験（昇進試験）とそれ以外の者を対象とする外部試験（採用試験）があるが、同一職種であれば研修内容に大きな違いはない。また研修生は公務員として採用されているため、研修期間中も給与が支給される。

公衆衛生専門家の種類は、同時に公務員の「職群」の種類となっており、研修修了後に資格を取得し、正式に任用されると、職群ごとに定められた職位に就くことができる。衛生行政組織（保健担当省、州厚生局、県厚生局など）に従事する公衆衛生専門家として、保健医療福祉政策の企画・実施・評価、関係機関への指導、情報収集・分析などの幅広い衛生行政事務を担当する「厚生監督官(Inspecteur de l'action sanitaire et sociale:IASS)」、感染症への対応などの医学的専門業務や地域保健医療の政策・プロジェクト・プログラムの管理などを行う医師である「公衆衛生監督医務官（Médecin inspecteur de santé publique : MISP）」、医薬品、医療機器、検査試薬、動物用医薬品、化粧品、衛生用品などの安全性の確認や管理の適切性を監督・監査する「公衆衛生監督薬務官（Pharmacien inspecteur de santé publique : PhISP）」、環境衛生の管理業務（衛生検査、環境リスクの監視など）を行う「環境衛生技官（Ingénieur du génie sanitaire : IGS）」、環境衛生技官の指示のもとで環境衛生実務を行う「衛生検査技師（Ingénieur d'études sanitaires : IES）」、組織の情報システムの構築・運営を行う「情報処理・組織責任者（responsable informatique et organisation : RIO）」、社会福祉のプログラムと制度の実施・評価を行う「社会福祉技術コンサルタント（Conseiller technique en travail social : CTTS）」、保健衛生法令の行政・技術検査、環境衛生監視、予防活動と健康教育などの実務を行う「衛生技術者（Technician sanitaire : TS）」がある。またそれ以外に、州の労働・雇用・職業訓練局において産業保健に従事する「州産業労働監督医務官（Médecin inspecteur régional du travail et de la main d'œuvre : MIRTMO）」、教育担当省に所属して学校保健の実務や管理を行う「国民教育医務官（médecins de l'éducation nationale : MEN）」がある。

国立公衆衛生学校は、設立当初、衛生行政組織における公衆衛生の管理者を養成することを目的としていた。しかし1970年の病院改革法で導入された公的病院サービス(Service public hospitalier)の枠組みによって病院が公的役割を担うようになり、病院や社会福祉施設などの保健医療福祉施設の管理者の養成研修が実施されるようになった。現在、社会福祉施設長（directeur d'établissement social : DES）、保健福祉施設長（directeur d'établissement sanitaire et social : DESS）、病院長（directeur d'hôpital : DH）、病院の看護部門、リハビリテーション部門、医療技術部門（PT、OTなど）の管理職であるケア部長（directeur des soins : DS）、病院の事務部門の管理職である病院管理官（attachés d'administration hospitalière : AAH）、病院管理の技術的な実務を行う病院技師

(Ingénieur hospitalier : IGH) の養成研修が実施されている。またそれ以外に、民間の保健医療福祉施設の管理者を対象に、社会支援施設長・社会支援部長適性証明書 (certificat d'aptitude aux fonctions de directeur d'établissement ou de service d'intervention sociale : CAFDES) の取得を目的とした研修も実施されている。

国立公衆衛生学校は「公衆衛生」と「病院管理」の専門家を対象に養成研修を実施している点で、わが国の国立保健医療科学院に類似している。しかしフランスでは、事務官、技官を含む全ての公衆衛生従事者に対して、国家公務員として研修の受講と資格の取得が義務づけられているのに対して、わが国では、保健所などの衛生行政組織の職員の任用は地方自治体の権限であり、養成研修に対する国の権限は小さい。地域保健法施行令において、保健所長に対して国立保健医療科学院での養成訓練が求められているが、それは必要条件ではなく、さらに保健師などの他の技官や事務官には研修受講の義務がないのが現状である。公衆衛生専門家の質を保証するためには、フランスのように全国的に統一された養成研修を義務づけることも必要であると考えられる。このような規制は地方分権に逆行するようにみえるが、「中央がすべきことは中央で」、「地方でできることは地方で」という中央・地方間の機能分化や役割分担を明確にすることこそが地方分権の本質であると考えられる。したがって、公衆衛生活動それ自体は、地方分権のもとで、地方の実状に応じて効果的に展開する一方で、その活動を支える公衆衛生専門家の資質や技術は、全国共通のものとして、ある程度中央集権的な養成研修によって一定のレベルを確保する、という中央と地方の役割分担が必要である。

フランスでは、公衆衛生専門家の資格要件として、競争試験の参加資格要件が規定されている。具体的には、外部試験では専門家として最低限必要な「免許」、内部試験では公務員としての一定期間の実務経験が要求される。外部試験に必要な免許は、厚生監督官では学位（学士程度）、公衆衛生監督医務官、国民教育医務官では医師、公衆衛生監督薬務官では薬剤師、環境衛生技官では技師 (ingénieur) または学位（修士、博士）、衛生検査技師では学位（学士程度）である。これらの資格要件はわが国と大きな差がないようにみえるが、フランスではあくまで「最低限」の要件であり、国立公衆衛生学校の養成研修を修了してはじめて専門家として任用される点に注意する必要がある。わが国では、これらの最低限の免許（医師、保健師など）のみで公衆衛生従事者として任用されることを考慮すると、フランスとの格差は非常に大きいと考えられる。

公衆衛生監督医務官の外部試験の参加資格要件として、医師資格以外に、公衆衛生や地域保健の専門の学位が求められているが、現職の多くの者は特別措置によってそれ以外の専門（臨床系、基礎医学系など）で採用されている。これは、公衆衛生を志望する医師が相対的に少ないことが原因であり、公衆衛生専門医の人材育成・確保はわが国と共通の課題である。ただしわが国と異なる点は、入学時に不足している公衆衛生の知識や技術は養成研修によって修得できるため、公衆衛生専門医として十分な資質や能力を備えた上で任用される点である。

フランスでは、わが国の保健所に相当する県厚生局、都道府県の保健衛生部門に相当する州厚生局の局長は厚生監督官から任命されるため、衛生行政組織の責任者は必ずしも医師ではない。ちなみに病院長にも医師資格要件がない。これは、保健医療福祉に関する組織（衛生行政組織、保健医療福祉施設など）の責任者には、医学的な知識や技術ではな